

一般財団法人大日本蚕糸会研修実施要領

令和8年4月15日

(総則)

第1条 一般財団法人大日本蚕糸会（以下「本会」という。）蚕糸科学技術研究所が実施する研修は、この要領によるものとする。

(研修の目的及び内容)

第2条 研修は、①今後の我が国の養蚕の担い手の育成を図ること、②蚕糸業の現状や国産生糸の歴史的・文化的価値についての理解を深めること、③海外との技術交流を図ることを目的とし、養蚕技術の習得並びに蚕糸及び絹に関する知見の習得等を図るための講義及び実習等を内容とする。

(研修の方式)

第3条 研修は以下に掲げる2種類の方式で行う。

- (1) 研修プログラムを研究所が作成し研修生を公募する方式（公募方式）
- (2) 相手先の希望を踏まえて研修プログラムを作成する方式（受託方式）

(公募方式による研修の実施)

第4条 蚕糸科学技術研究所長（以下「研究所長」という。）は、本会会頭と協議して研修プログラムを作成し、受講者を公募するものとする。

- 2 研修を希望する者は、研究所長の定める受講申請書を提出するものとする。
- 3 研究所長は、受講申請者の研修受入れの可否を判断し、本会会頭に了解を得た上で、申請者に通知するものとする。

(受託方式による研修の実施)

第5条 受託方式による研修は、日本政府、地方公共団体、学校等の公共機関及び日本国内に拠点を持つ責任ある団体等（以下「研修希望団体」という。）からの申請に基づくものとする。

- 2 前項の申請は別記様式によるものとする。
- 3 研究所長は、研修希望団体から申請があった場合、研修内容、研修の実施時期及び期間等について研修希望団体と協議の上、実施可能な研修プログラムを作成し、会頭の了解を得た上で、当該研修希望団体に研修を受け入れる旨通知するものとする。

(研修の受入れに当たっての留意事項)

第6条 研究所長は、研修受入れに当たっては、研究所の通常業務に重大な支障が生じないように配慮しなければならない。

- 2 外国人の受講生を受け入れるに当たっては、研修を円滑に実施するために必要なコミュニケーション能力を有する者であることを確認するものとする。

(研修受講料等)

第7条 研修の受講に係る費用(研修受講料)は、原則として研修希望団体又は受講者の負担とする。

- 2 研究所長は、新たに養蚕に取り組もうとする者又は養蚕農家については研修受講料を免除することができる。
- 3 研修受講料の金額及び納入方法は、研修受入れを通知する際に連絡するものとする。
- 4 研修期間中の宿舎、交通手段の確保、外国人にあつては在留資格の取得、並びに受講者の疾病及び事故に備えた保険加入等は、研修希望団体又は受講者の責任で対応するものとする。

(研修受講生の義務)

第8条 研修期間中、研修受講生は以下の点を順守するものとする。

- (1) 研修担当者の指示に従うこと。
 - (2) 不正行為等研修受講者にふさわしくない行為をしないこと。
- 2 研修受講生は、前項に違反した場合に、研修を中止されても異議を申し立てることはできない。

(その他)

第9条 その他、研修を実施する上で必要となる事項については、研究所長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和8年4月15日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、一般財団法人大日本蚕糸会研修受託要領は廃止する。

別記様式

受 託 方 式 研 修 申 請 書

年 月 日

一般財団法人大日本蚕糸会

蚕糸科学技術研究所

所 長 ○○ ○○ 殿

申請者

所在地

機関名

代表者氏名

印

下記の内容の研修の実施について申請します。

記

1 研修を希望する理由

2 研修内容

3 希望する研修期間

4 添付書類

申請者の定款等事業内容を説明する資料

その他研究所長が定めるもの